



日用品をもらいに行ったら高額契約に… 高齢者をねらう催眠商法(SF商法)にご注意

催眠商法(SF商法)とは

閉め切った会場に人を集め、無料同然で日用品などを配り、健康に役立つ楽しい話をして雰囲気盛り上げて冷静な判断力を失わせた後に、高額な商品を販売する商法です。

【事例】

久しぶりに実家へ帰ると、押し入れに大量の健康食品や布団、健康器具があった。高齢の母が「日用品がもらえる」と友人と一緒に会場に通い、次々と購入していたようだ。やめるよう説得したが、次に様子を見に行くとさらに商品が増えていて、貯金をほとんど使い果たしていた。

【高齢のかたへのアドバイス】

▼無料・格安でもらえるという広告を見ても、うかつに会場に行かない

物をもらおうと勧誘を断りにくくなります。なぜ無料・格安でもらえるのかよく考えましょう。

▼店員の優しさ、楽しさに流されず一旦冷静になる

購入額が増えるほど親身に接してくれたり、会員ランクが上がってプレゼントをくれたりします。通い続けるほどやめにくくなるため冷静に対応しましょう。

▼契約前に相談する

本当に必要な物か、老後の大切な資金を使ってまで買うべきかよく考えましょう。高額な商品の購入はその場で決めず、家族や友人に相談しましょう。

▼健康食品や健康器具で病気の治療はできない

持病がある人は購入前に医師に相談しましょう。

【家族・まわりのかたへのアドバイス】

▼悪質商法は高齢者の健康面や経済面の不安に付け込みます。日頃の見守りが大切です。

▼帰省時などに、家の中に不審な物品が無いか確認しましょう。

▼催眠商法で商品を購入したときは、契約書面を受け取った日から8日間ならクーリング・オフできる場合があります。8日を過ぎても、販売方法に問題があれば契約取消しが可能な場合もあります。早めに消費生活センターへご相談ください。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分
土・日曜・祝日の相談窓口は、
消費者ホットライン 188（局番なし）